

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	株式会社ノリタケカンパニーリミテド
【英訳名】	NORITAKE CO., LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 倉 忠
【本店の所在の場所】	名古屋市西区則武新町三丁目 1 番36号
【電話番号】	052(561)7102
【事務連絡者氏名】	総務部長 松 本 俊 介
【最寄りの連絡場所】	名古屋市西区則武新町三丁目 1 番36号
【電話番号】	052(561)7102
【事務連絡者氏名】	総務部長 松 本 俊 介
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第134回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役として、種村 均、小倉 忠、中川正弘、小倉久也、馬淵義隆、加藤 博、加藤幸三、山田耕作及び小森哲夫を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、青木哲史を選任する。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件  
退任取締役佐分孝一氏及び退任監査役三津川康之氏に対し、当社の定める基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

また、当社は平成27年5月12日開催の取締役会において、本総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することを決議したことに伴い、第1号議案の承認により重任する取締役のうち7名並びに任期中の監査役のうち2名に対し、当社の定める基準による相当額の範囲内で、取締役及び監査役就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することとし、その支給の時期は取締役または監査役退任の時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案				(注)1	
種村 均	98,517	6,672	8		可決 91.69
小倉 忠	99,002	6,187	8		可決 92.14
中川 正弘	102,952	2,237	8		可決 95.82
小倉 久也	102,942	2,247	8		可決 95.81
馬淵 義隆	102,955	2,234	8		可決 95.82
加藤 博	102,945	2,244	8		可決 95.81
加藤 幸三	104,761	428	8		可決 97.50
山田 耕作	104,693	496	8		可決 97.44
小森 哲夫	102,468	2,721	8		可決 95.37
第2号議案				(注)1	
青木 哲史	104,227	965	8		可決 97.00
第3号議案	94,646	10,546	8	(注)2	可決 88.09

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上